

告 示

埼玉県告示第三百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク幸手南店

埼玉県幸手市南二丁目三千九十七番一外十二筆

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

石井酒造株式会社 代表取締役 石井 誠

埼玉県幸手市南二丁目六番十一号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

令和三年三月十五日